

## 建築基準法に基づく事務手数料 (滋賀県使用料および手数料条例別表第43抜粋)

令和3年4月1日

種別・規模等	確認申請審査手数料(円)			中間検査手数料 (円)	完了検査手数料(円)	
	構造計算書の添付を要しないもの	構造計算書の添付を要するもの	計画変更審査手数料		中間検査対象で合格証の交付を受けたもの	中間検査対象外
建築物 (A:床面積の合計㎡)	<A ≤ 30	14,000	17,000	計画変更にかかる部分の床面積の1/2により算定(床面積が増加する場合は、増加する部分の床面積の合計)	15,000	18,000
	30 <A ≤ 100	19,000	26,000		23,000	28,000
	100 <A ≤ 200	27,000	39,000		31,000	34,000
	200 <A ≤ 500	34,000	52,000		39,000	45,000
	500 <A ≤ 1,000	91,000			57,000	63,000
	1,000 <A ≤ 2,000	140,000			73,000	81,000
	2,000 <A ≤ 5,000	230,000			120,000	140,000
	5,000 <A ≤ 10,000	290,000			160,000	180,000
	10,000 <A ≤ 50,000	450,000			260,000	280,000
	50,000 <A ≤	750,000			470,000	530,000
建築設備 (1件毎)	エレベーター等	26,000	16,000	27,000	30,000	
	小荷物専用昇降機	11,000	6,600	16,000	17,000	
工作物(1件毎)		24,000	15,000	19,000	26,000	

- ※1. 移転、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更の場合は、その部分にかかる床面積の合計の1/2に該当する審査手数料とする。
2. 構造計算書は、建築基準法施行規則第1条の3表3に定める構造計算書とする。
3. 中間検査手数料は、中間検査を行う部分の床面積の合計とする。
4. 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物(みなし判定を含む。)を含む完了検査においては、完了検査手数料に建築物の床面積で算定した下記の金額を加算した額とする。

建築物の床面積の合計 Am <sup>2</sup>	完了検査加算額	備考
≤A < 300	9,200	・既存建築物の増改築時における省エネ性能の算定において、既存部分のBEIを1.2とした場合の既存部分の床面積を除く。 ・判定を受けた建築物が2以上ある場合は、完了検査手数料にそれぞれの建築物で算定した加算額をそれぞれ加算する。
300 ≤A < 1,000	16,000	
1,000 ≤A < 2,000	26,000	
2,000 ≤A < 5,000	79,000	
5,000 ≤A < 10,000	124,000	
10,000 ≤A < 25,000	157,000	
25,000 ≤A < 50,000	196,000	
50,000 ≤A <	275,000	